

イギリスの大学における教育力評価

—学生が作成する年次質保証報告書に着目して—



2020年9月6日(日)9:00~11:20
日本教育社会学会第72回大会
田中正弘(筑波大学)

目次

- はじめに
- QAAの執筆ガイダンス
- ポーツマス大学の事例
- 学生自治会の組織体制
- 日本への示唆



はじめに(1/2)

- イギリス(イングランド)において、「高等教育質保証機構」(Quality Assurance Agency for Higher Education: QAA)は、6年ごとに実施する機関別評価の根拠資料として、受審機関に在籍する学生(学生自治会)に、「学生意見書」(student submission)の提出を依頼している。
- この意見書には、学生が受けた教育の質(特に教員の教育力)について、彼ら／彼女らがどのように考えているかが、自ら集めたデータの分析を基に、詳細に記載されている。

はじめに(2/2)

- 意見書の内容は評価結果に強い影響を及ぼすものであり、情報の正確さが求められる。
 - このため、執筆準備にかかる学生の負担は軽くない。
- この負担を軽減するために、QAAは、「**年次質保証報告書**」(Annual Quality Report)の作成を、学生に推奨している。
- この報告書は、イギリスの学生が教員の教育力を、どのように評価しているか(学生視点の評価)を知る貴重な資料となり得る。

本発表の目的

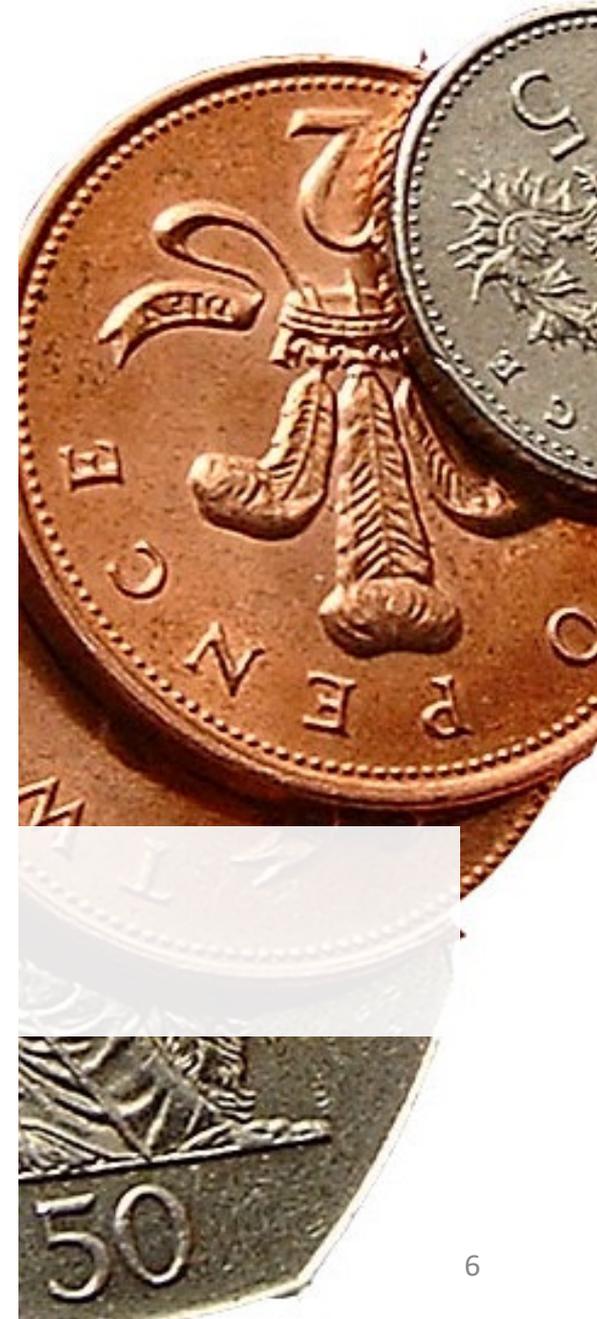
- 本発表は、年次質保証報告書の内容を、4校（ポーツマス大学、リンカーン大学、オックスフォード大学、マンチェスター大学）の事例で、分析してみたい。
- そして、**学生が質保証に参画する意義**および**参画を支える組織体制**について議論したい。
- それから、これらの作業を通して、日本への示唆を得ることも、研究の視野に入れたい。



QAAの執筆ガイダンス

令和2年9月6日(日)

田中正弘（筑波大学）



QAAの執筆ガイダンス

- QAAは、学生が説得力・影響力のある年次質保証報告書を作成するには、執筆ガイダンスが必要だと考えた。
- そこでQAAは、執筆ガイダンス(How to Write an Annual Quality Report)を作成し、2017年3月に公表している。
- このガイダンスは下記の三部構成になっている。
 - Part 1: Creating an evidence base
 - Part 2: Structuring your report
 - Part 3: Developing recommendations

ガイダンスの第一部

- 第一部は、証拠に基づく報告書の作成を促している(QAA 2017a)。
 - 独自に集めるデータだけでなく、既存データ(特にプログラム単位で毎年作成される**モニタリング報告書**、各プログラムの**学生代表の声**、**委員会の議事録**など)の利用を学生に勧めている。
 - 参照すべきデータには、最終学年(学士課程)の学生を対象とする「全国学生調査」(National Student Survey: NSS)、民間企業(i-graduate)が調査を実施する「留学生満足度指標」(International Student Barometer: ISB)、「高等教育アカデミー」(Higher Education Academy: HEA)が隔年で行う「大学院生学習行動調査」(Postgraduate Taught/Research Experience Surveys)、大学が独自に行う学内調査、学生自治会による調査、および、授業評価アンケートの結果などがあげられている。

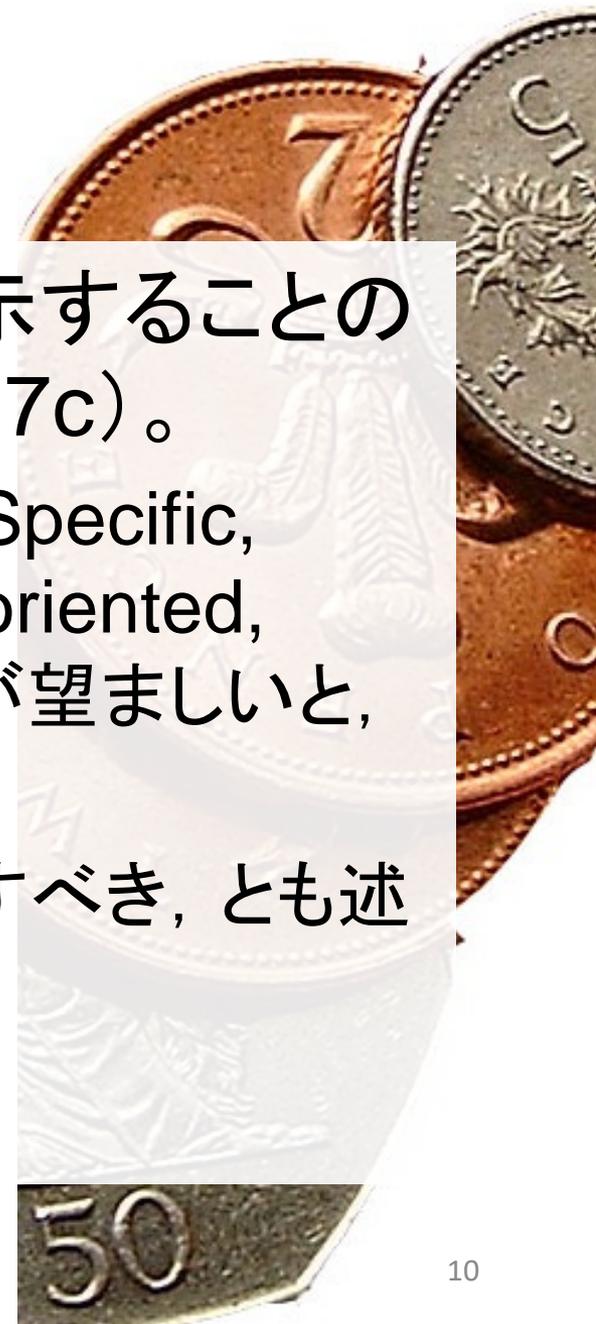
ガイダンスの第二部

- 第二部は、報告書の構成について説明している(QAA 2017b)。
 - 例えば、報告書の分量は、上限を6,000語(A4で20頁以内)に設定すると良い、とのことである。
- 報告書の体裁は学術論文のように、題名、要旨、目次、はじめに、主文、おわりに、改善案、資料の順に整えることが示されている。

研究者（教員）が
報告書を読むこと
を意識している

ガイダンスの第三部

- 第三部は、学生から改善案を提示することの重要性に言及している(QAA 2017c)。
 - この第三部は、改善案にSMART(Specific, Measurable, Achievable, Result-oriented, Time-bound)の要素を含めることが望ましいと、説明している。
 - 加えて、**証拠に基づいた改善案**にすべき、とも述べられている。



改善案の作成

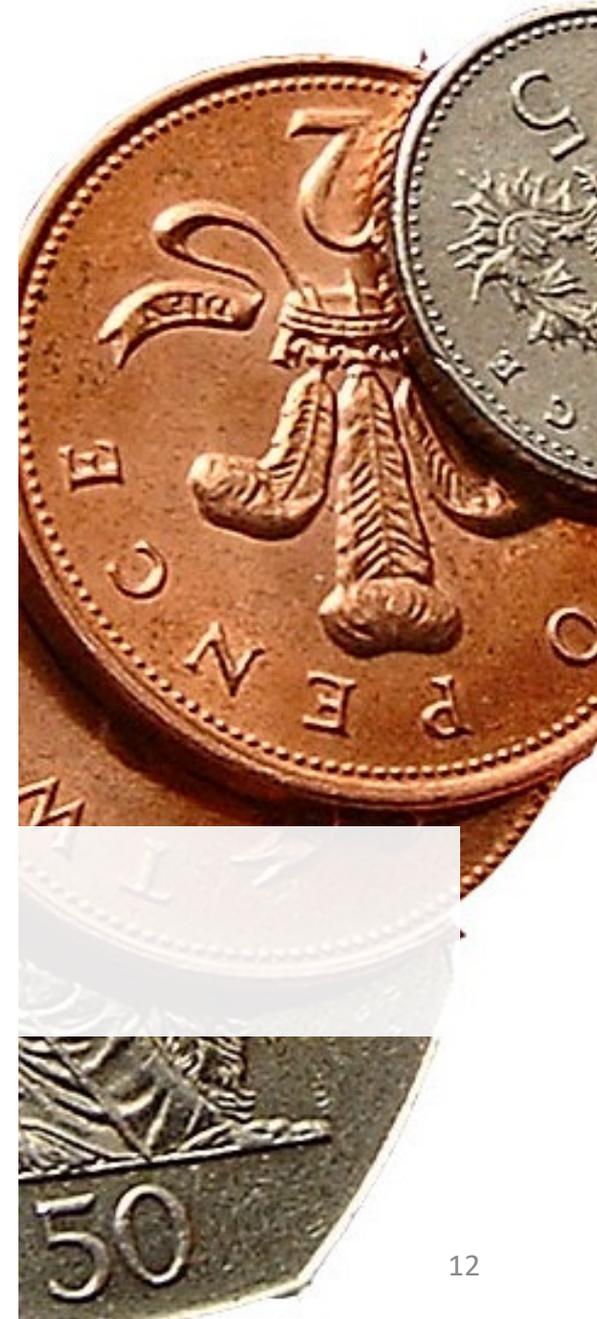
- 改善案を示さずに、不満を伝えるだけでは、学生は教職員と良好な協働関係を築けないだろう。
- しかし、**SMARTの要素を含んだ改善案の作成は、経験の乏しい学生にとって容易なことではない**、と予想される。
- そこで、学生がどのような改善案を作成したのか、次節において、4校の事例で確認したい。
 - ただし本発表では、紙幅の都合により、ポーツマス大学の事例のみを概略する。



ポーツマス大学の事例

令和2年9月6日(日)

田中正弘（筑波大学）



ポーツマス大学の事例(1/5)

- ポーツマス大学学生自治会は、2014年8月に年次質保証報告書(2013-14年度)を公表している。
- この報告書は8章で構成されており、その頁数は、資料も含めると54頁という大作となった。
 - 参照されたデータは、自治会による「個別学習相談」(Question of the Week)、自治会が独自に実施する「学生満足度調査」(Student Voice Survey)、全国学生調査(National Student Survey)、学生が選考する教員表彰(Student Led Teaching Award)、学内会議の議事録、およびその他の二次資料である。

ポーツマス大学の事例(2/5)

- 報告書の構成

- 第2章「学部学科間のコミュニケーション不足の問題」
- 第3章「成績評価とフィードバックの問題」
- 第4章「時間割とセメスター制の問題」
- 第5章「教育施設の問題」
- 第6章「キャリア支援やチューター制の問題」
- 第7章「学生参画の問題」

この構成は、NSSの質問項目を模倣している。

ポーツマス大学の事例(3/5)

- 学生自治会が特に問題視したのが、第3章「教員によるフィードバックの質の低さ」である(他の3校でも同様の不満が吐露されている)。
 - 例えば、「フィードバックはありきたりの内容で、各学生の学びに対応したものになっていない」、「高い評価を得るには何が足りなかったかが書かれていないので、イライラした」(UPSU 2014: 20)などの意見が寄せられた。
- よって、学生自治会は、フィードバックの質を教員と学生が共同審査する、ワーキンググループの設立を唱えている。

ポーツマス大学の事例(4/5)

- 学生自治会は、改善案を提示するだけでなく、その改善案を大学がどの程度実現したかを翌年にモニタリングしている。
 - 例えば、大学執行部が学生自治会とともにフィードバックの質を共同で審査するように改められたことが、確認されている。
 - ただし、フィードバックの方法を規定する「成績評価・フィードバック憲章」(Assessment & Feedback Charter)の策定が進まなかったことが、反省点とされた(UPSU 2016)。

ポーツマス大学の事例(5/5)

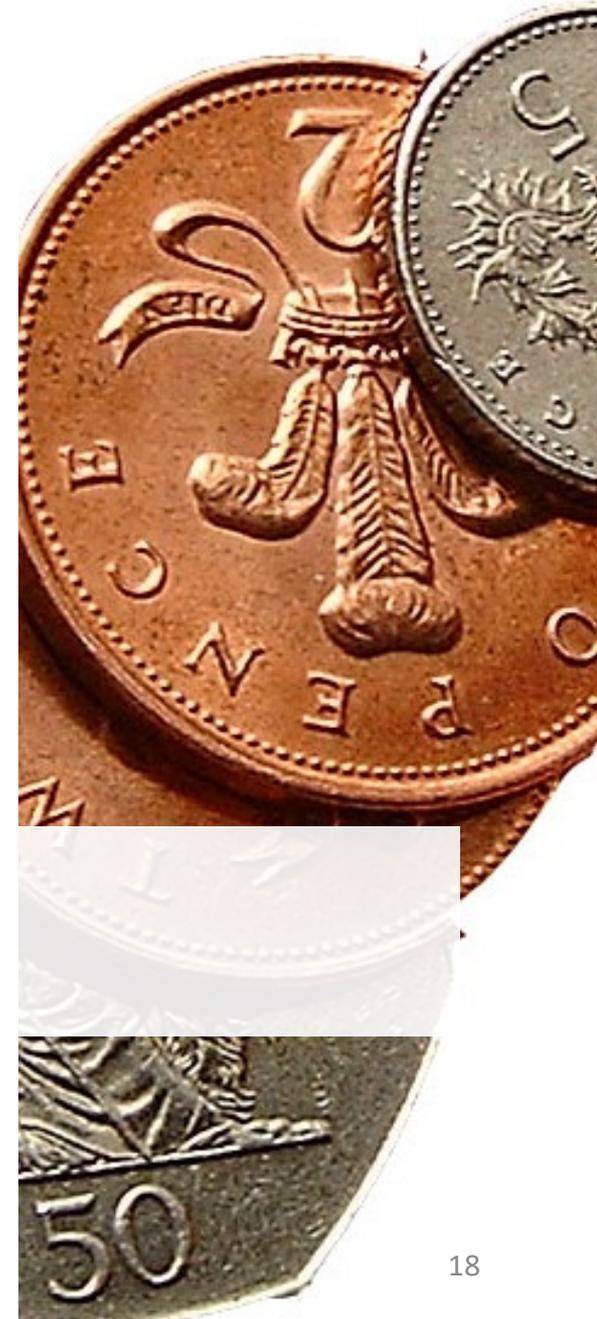
- ポーツマス大学学生自治会は、**教育の質の評価**や**改善案の提示**、および**その後の点検**を行っている。
 - 特に大学の対応をモニタリングすることは、報告書作成の意義を鑑みると、重要な活動といえる。
- 日本の学生に同様の評価活動を突然依頼しても、おそらく対応できないだろう。
- そこで、これらの活動をイギリスの学生自治会が如何なる組織体制で実行しているのか、次節で簡潔に説明したい。



学生自治会の組織体制

令和2年9月6日(日)

田中正弘（筑波大学）



学生自治会の組織体制

- イギリスの学生自治会は、経済的に「自立した慈善団体」(independent charity)である。
 - 例えば、ポーツマス大学学生自治会は営利企業を有しており、この企業の利益を自治会の運営費に充てている。
 - 2019年には、5人の「学生職員」(sabbatical officers)を雇用している。彼ら／彼女らは、一年間フルタイムで働くために学業を中断(sabbatical)しており、任期終了後に学業に戻ることになる。
 - 彼ら／彼女らが**業務として**、年次質保証報告書の作成を担っているのである。

専門家の業務

- 営利企業で稼いだ資金を用いて学生を雇用し、彼ら／彼女らが業務として内部質保証に関わるという構図は、他の3校の学生自治会にも当てはまる。
- イギリスの学生自治会にとって、年次質保証報告書の作成は、ボランティア・ワークではない。それは、**給与をもらった専門家が行う業務**なのである。

就活に活かせる
業務経験となる。

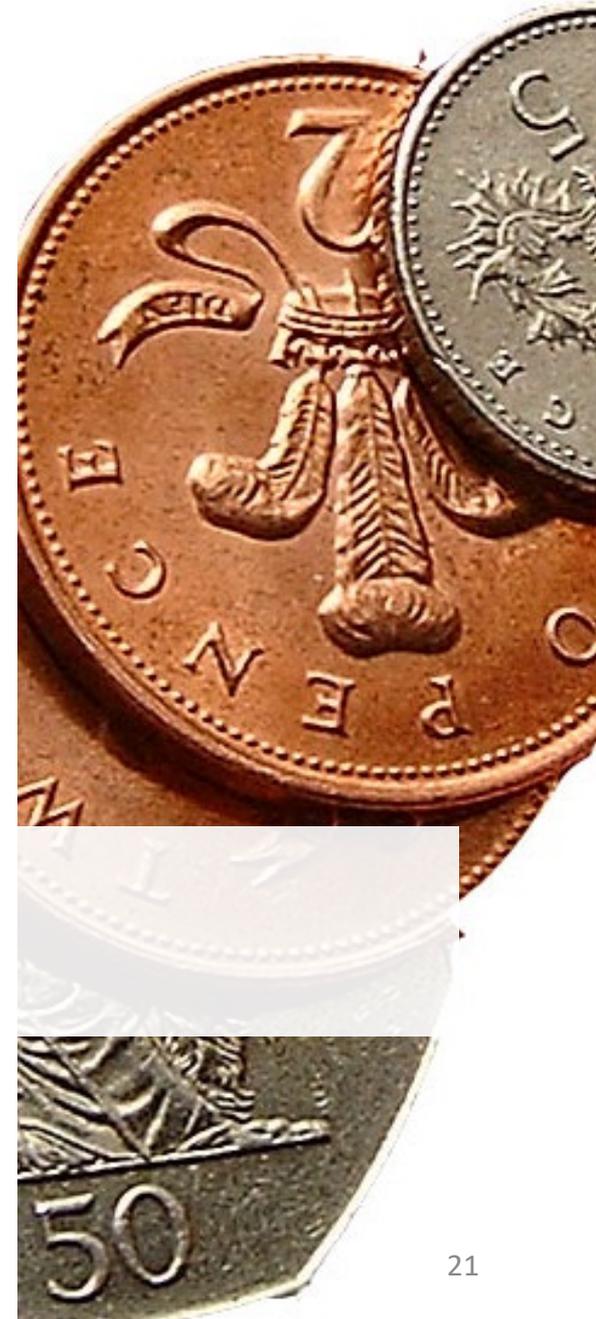




日本への示唆

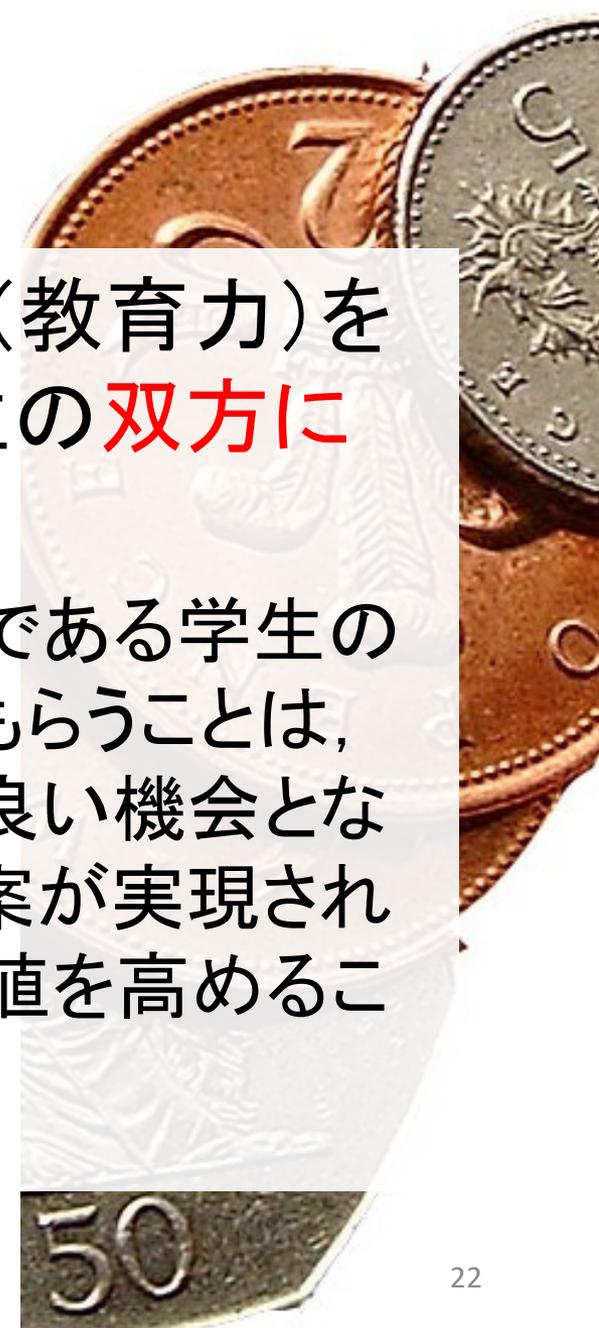
令和2年9月6日(日)

田中正弘（筑波大学）



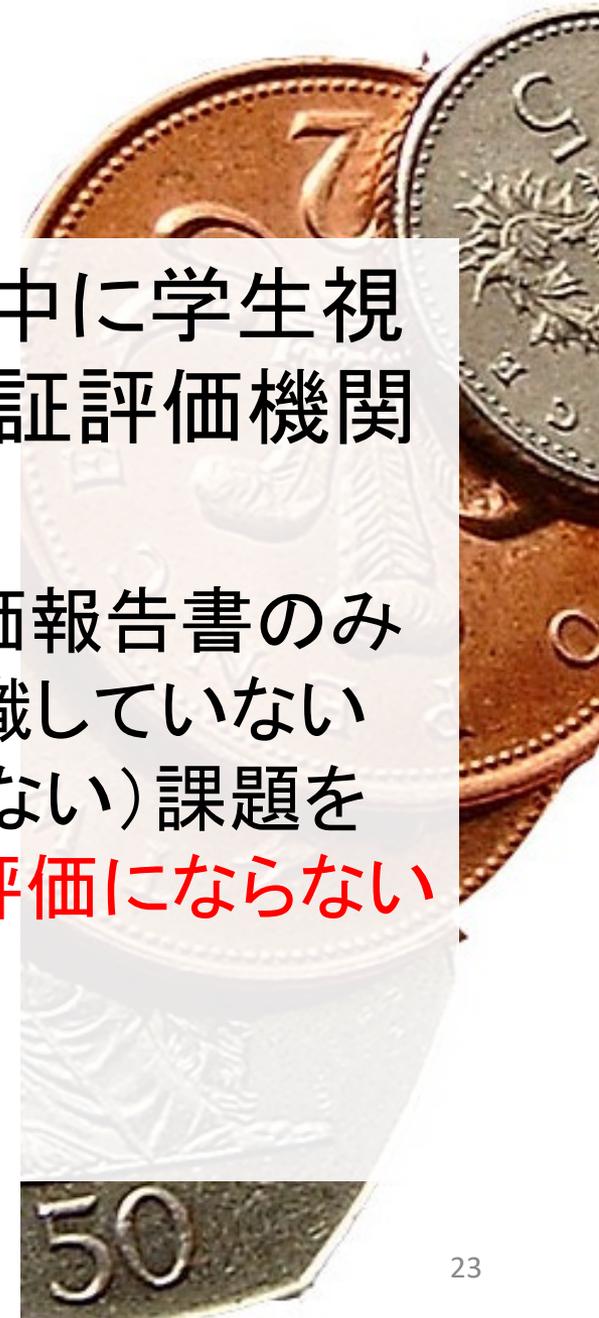
日本への示唆(1/2)

- 第一に、学生に大学の教育の質(教育力)を評価してもらうことは、大学と学生の**双方にとって有益**だということである。
 - なぜなら、大学にとっては、受益者である学生の視点で自らの教育の質を評価してもらうことは、大学が気づけなかった課題を知る良い機会となるし、学生にとっては、自らの改善案が実現されれば、それが自らの学修経験の価値を高めることにつながるからである。



日本への示唆(2/2)

- 第二に、外部質保証の仕組みの中に学生視点の評価を取り入れることは、認証評価機関にとって有益だということである。
 - なぜなら、大学が作成する自己評価報告書のみで学外者が評価すると、大学が認識していない（認識したくない、または明記したくない）課題を知るのは困難であるため、**適切な評価にならない恐れがある**からである。



提案

- 上記した二つの示唆を踏まえて、本発表は、日本において、学生に年次質保証報告書を作成してもらうことを、内部(外部)質保証の一環として提案したい。
 - ただし、イギリスの学生自治会のような経済的に自立した学生組織は日本では皆無に近いため、大学や認証評価機関、あるいは、同窓会による経済的支援(学生に給与を支払うこと)が必要だと思われる。

配慮すべき点

- 学生が質保証に参画する制度を機能させるには、**教員学生間の信頼に基づく協働関係**が欠かせない。
 - このことは、例示した4校の報告書の中で、繰り返し強調されていたことである。
- その信頼を得るために、学生自治会が、**教員への個人攻撃を意図的に避けていた**ことを注記したい。
 - すなわち、学生視点による教員の教育力評価は、個人の評価ではなく、教育課程全体の評価なのである。
 - この点は、日本に導入する際に気をつけたいことである。



ご清聴，ありがとうございました。

参考文献

- Quality Assurance Agency for Higher Education (2017a) *How to Write an Annual Quality Report, Part 1: Creating an evidence base*, London: Student Engagement Partnership
- Quality Assurance Agency for Higher Education (2017b) *How to Write an Annual Quality Report, Part 2: Structuring your report*, London: Student Engagement Partnership
- Quality Assurance Agency for Higher Education (2017c) *How to Write an Annual Quality Report, Part 3: Developing recommendations*, London: Student Engagement Partnership
- University of Portsmouth Students' Union (2014a) *Annual Quality Report*, Portsmouth: UPSU
- University of Portsmouth Students' Union (2016) *Quality Report 2016*, Portsmouth: UPSU

本発表の詳細は拙稿, 田中正弘(2020)「イギリスにおける大学教員の教育力評価—学生視点による評価—」『大学評価研究』19(掲載予定), をご参照ください。

【謝辞】

本稿は, JSPS科研費(18K02719), 基盤研究(C)(H30-32)「我が国の学位プログラム化の是非を問う—イギリスの経験から検討する—」(研究代表者: 田中正弘)の助成を受けた研究成果の一つである。